

議案第三十号

港区奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

令和八年五月二十八日

港区教育委員会

令和8年5月28日
教育委員会議案資料 No. 2

港区奨学資金に関する条例施行規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>第一号様式 (略)</p> <p>第二号様式 (別紙のとおり)</p> <p>第三号様式～第十号様式 (略)</p> <p>第十一号様式 (別紙のとおり)</p> <p>第十二号様式～第三十号様式 (略)</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>1 この規則は、令和八年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</p> <p>2 この規則による改正後の港区奨学資金に関する条例施行規則第二号様式は、この規則の施行の日前においても、同日以後に給付される奨学資金の申請をする場合に使用することができる。</p>	<p>(前略)</p> <p>第一号様式 (略)</p> <p>第二号様式 (別紙のとおり)</p> <p>第三号様式～第十号様式 (略)</p> <p>第十一号様式 (別紙のとおり)</p> <p>第十二号様式～第三十号様式 (略)</p> <p>(後略)</p>

奨 学 金 給 付 申 請 書

ふりがな			生年月日	年	月	日			
氏名									
現住所	〒		丁目		番 号				
			電話番号						
在 学 校	立		学 校		学 部 ・ 学 科 (在 学 ・ 卒 業 見 込 み ・ 卒 業)				
進学希望校名 ※進学予定者のみ記入	(第一希望校)	立	学 校		学 部 ・ 学 科				
	(第二希望校)	立	学 校		学 部 ・ 学 科				
給付希望理由									
区市町村民税 課税標準額	円								
生計維持者	1	ふりがな		生年月日	年	月	日	続柄	
		氏名							
		現住所							
		区市町村民税 課税標準額	円						
	2	ふりがな		生年月日	年	月	日	続柄	
		氏名							
		現住所							
		区市町村民税 課税標準額	円						
申請者と生計維持者の資産の合計額 ※該当する場合は✓を入れてください。			<input type="checkbox"/> 現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額が5,000万円未満に該当します。						
生計維持者が扶養している子ども等の人数 ※該当するものに✓を入れてください。			<input type="checkbox"/> 生計維持者が区市町村民税の扶養親族又は特定親族としている人のうち、「生計維持者のいずれかの尊属である者」又は「生計維持者の年長者(生計維持者より先に生まれた者)である者」でない人及びこれに準ずる者として区長が認める人の数の合計が二以上の世帯に該当します。 (注) 尊属とは、祖父母、父母、伯叔父母など、その人よりも上の世代の親族のことです。 <input type="checkbox"/> 上記の世帯に該当しません。						
在 学 校 又 は 進 学 希 望 校 の 授 業 料 の 年 額			円						

港区奨学資金に関する条例及び港区奨学資金に関する条例施行規則に規定する事項を承知し、奨学金の給付を受けたいので申請します。なお、申請に当たり、給付の適否及び多子世帯の判定に必要な課税台帳及び住民基本台帳等を区が確認することに同意します。

年 月 日

申 請 者

生計維持者

生計維持者

奨学金給付申請書

ふりがな			生年月日	年	月	日			
氏名									
現住所	〒		丁目		番 号				
			電話番号						
在学学校	立	学校	学部・学科 (在学 ・ 卒業見込み ・ 卒業)						
進学希望校名 ※進学予定者のみ記入	(第一希望校)	立	学校	学部・学科					
	(第二希望校)	立	学校	学部・学科					
給付希望理由									
区市町村民税 課税標準額	円								
生計維持者	1	ふりがな		生年月日	年	月	日	続柄	
		氏名							
		現住所							
		区市町村民税 課税標準額	円						
	2	ふりがな		生年月日	年	月	日	続柄	
		氏名							
		現住所							
		区市町村民税 課税標準額	円						
申請者と生計維持者の資産の合計額 ※該当する場合は✓を入れてください。	<input type="checkbox"/> 現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額が5,000万円未満に該当します。								
生計維持者が扶養している子ども等の人数 ※該当するものに✓を入れてください。	<input type="checkbox"/> 生計維持者が区市町村民税の扶養親族としている人のうち、「生計維持者のいずれかの尊属である者」又は「扶養する生計維持者の年長者(生計維持者より先に生まれた者)である者」でない人及び扶養親族に準ずる者として区長が認める人の数の合計が二以上の世帯に該当します。 (注) 尊属とは、祖父母、父母、伯叔父母など、その人よりも上の世代の親族のことです。 <input type="checkbox"/> 上記の世帯に該当しません。								
在学学校又は進学希望校の授業料の年額	円								

港区奨学資金に関する条例及び港区奨学資金に関する条例施行規則に規定する事項を承知し、奨学金の給付を受けたいので申請します。なお、申請に当たり、給付の適否及び多子世帯の判定に必要な課税台帳及び住民基本台帳等を区が確認することに同意します。

年 月 日

申請者 _____

生計維持者 _____

生計維持者 _____

経済状況等報告書

ふりがな		生年月日	
氏名		年 月 日	
現住所			
奨学生番号			
区市町村民税課税標準額	円		
生計維持者		区市町村民税課税標準額	
1	氏名	続柄	円
	現住所		
2	氏名	続柄	円
	現住所		
本人及び生計維持者の資産の合計額	(↓該当する場合は✓を入れてください。) <input type="checkbox"/> 現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額が5,000万円未満に該当します。		
生計維持者が扶養している子ども等の人数 ※該当するものに✓を入れてください。	<input type="checkbox"/> 生計維持者が区市町村民税の扶養親族又は特定親族としている人のうち、「生計維持者のいずれかの尊属である者」又は「生計維持者の年長者(生計維持者より先に生まれた者)である者」でない人及びこれに準ずる者として区長が認める人の数の合計が二以上の世帯に該当します。 (注) 尊属とは、祖父母、父母、伯叔父母など、その人よりも上の世代の親族のことです。 <input type="checkbox"/> 上記の世帯に該当しません。		

以上のとおり、私と私の生計維持者の経済状況等について報告します。なお、奨学金の給付額の確認及び多子世帯の判定に当たり、必要な課税台帳及び住民基本台帳等を区が確認することに同意します。

年 月 日

本 人 _____

生計維持者 _____

生計維持者 _____

(宛先) 港区長

経済状況等報告書

ふりがな				生年月日	
氏 名				年 月 日	
現 住 所					
奨学生番号					
区市町村民税 課税標準額		円			
生計維持者				区市町村民税課税標準額	
1	氏 名		続柄	円	
	現住所				
2	氏 名		続柄	円	
	現住所				
本人及び 生計維持者の 資産の合計額		(↓該当する場合は✓を入れてください。) <input type="checkbox"/> 現金及びこれに準ずるもの、預貯金並びに有価証券の合計額が 5,000万円未満に該当します。			
生計維持者が扶養して いる子ども等の人数 ※該当するものに✓を 入れてください。		<input type="checkbox"/> 生計維持者が区市町村民税の扶養親族としている人のうち、「生計維持者のいずれかの 尊属である者」又は「扶養する生計維持者の年長者(生計維持者より先に生まれた者) である者」でない人及び扶養親族に準ずる者として区長が認める人の数の合計が二以上 の世帯に該当します。 (注) 尊属とは、祖父母、父母、伯叔父母など、その人よりも上の世代の親族のことです。 <input type="checkbox"/> 上記の世帯に該当しません。			

以上のとおり、私と私の生計維持者の経済状況等について報告します。なお、奨学金の給付額の確認及び多子世帯の判定に当たり、必要な課税台帳及び住民基本台帳等を区が確認することに同意します。

年 月 日

本 人 _____

生計維持者 _____

生計維持者 _____

港区奨学資金に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

審議内容

「独立行政法人日本学生支援機構に関する省令」等の一部改正に伴い、「港区奨学資金に関する条例施行規則」の一部を改正します。

1 趣旨

国において、令和7年度税制改正により、新たに特定親族特別控除が創設されました。これを踏まえ、令和8年10月1日施行で、独立行政法人日本学生支援機構に関する省令及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則を改正し、特定親族特別控除の対象となる年代の年収が160万円以下であれば、多子世帯の子どもとして対象となる改正が行われました。これを踏まえ、「港区奨学資金に関する条例施行規則」の一部を改正します。

2 改正内容

扶養親族に関する記載がある「奨学金給付申請書」(第2号様式(第2条関係))・「経済状況報告書」(第11号様式(第7条関係))へ、「特定親族」の記載を追加します。

3 施行期日

令和8年10月1日施行